

●香川県告示第293号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成30年10月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(資格審査の要件、格付及び再審査)	(資格審査の要件、格付及び再審査)																								
第3条 略	第3条 略																								
2 略	2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付を行う。 (1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び解体工事 A、B 及びC の3段階 (2)・(3) 略																								
3 略	(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、 <u>水道施設工事</u> 及び解体工事 A、B 及びC の3段階 (2)・(3) 略 3 略																								
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>建設工事の種類</th><th>平均完成工事高</th></tr></thead><tbody><tr><td>土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	建設工事の種類	平均完成工事高	土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>建設工事の種類</th><th>平均完成工事高</th></tr></thead><tbody><tr><td>土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> <u>水道施設工事</u></td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	建設工事の種類	平均完成工事高	土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> <u>水道施設工事</u>	略	略													
建設工事の種類	平均完成工事高																								
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事	略																								
略																									
建設工事の種類	平均完成工事高																								
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 <u>舗装工事</u> <u>水道施設工事</u>	略																								
略																									
別表第2（第7条関係）	別表第2（第7条関係）																								
<table border="1"><thead><tr><th>建設工事の種類</th><th>等級</th><th>設計金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	建設工事の種類	等級	設計金額	略			とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略		略			<table border="1"><thead><tr><th>建設工事の種類</th><th>等級</th><th>設計金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 <u>水道施設工事</u> 解体工事</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	建設工事の種類	等級	設計金額	略			とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 <u>水道施設工事</u> 解体工事	略		略		
建設工事の種類	等級	設計金額																							
略																									
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略																								
略																									
建設工事の種類	等級	設計金額																							
略																									
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 <u>水道施設工事</u> 解体工事	略																								
略																									

附 則

- 1 この基準は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成31年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成30年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。